

**前大和市長による
公共施設関連工事のやり直し指示に関する
第三者調査報告書を受けた
再発防止策について**

大和市総務部コンプライアンス推進課

1. はじめに

令和5年12月から、第三者による前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する調査が実施され、令和6年6月27日に「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書（以下「調査報告書」という。）」を受領しました。本件については、現在市長を務めるものとして、関係者の方々を始め市民の皆様からの信用を失墜させることとなり、深くお詫び申し上げます。

今回の調査を通じて、前大和市長のやり直し指示に関する事実が明らかとなり、調査報告書の内容について非常に重く受け止めております。調査報告書では、今後取り組むべき再発防止策についても多数の提言をいただきました。

調査報告書の中で、「現市長においても、将来、市長になる人物においても」と、市長という立場にある者すべてに求められる内容として、「市長の行為は常に法に拘束されるものであること」「その法とは広範なものであること」「市民のためという標語を掲げれば、いかなる行為も許されるとは考えてはならないこと」「市長が強大な権力を有し、その言動が他に与える影響は甚大であるから、常にそれを意識した行動を取る」と提言いただきました。今後市長としてどのようにあるべきか、改めて身の引き締まる思いです。

今回のことは、未来に向けて大いに反省し、決して繰り返すことのないよう、組織として正常化を図っていく必要があります。調査報告書の提言を基に、組織を挙げて再発防止に取り組んでいく所存です。今後、いかにして市民の皆様からの信頼を回復していくかが肝要であり、その一つの節目として、その改善に向けた再発防止策を策定いたしました。

市長の私をはじめ、職員一人ひとりがこの再発防止策に基づく取り組みをしっかりと理解し、進めていくとともに、市民ニーズや社会的要請に全力で応えていくことで、一日も早く市民の皆様からの信頼を回復できるよう努めてまいります。

大和市長 古谷田 力

2. 本市組織運営における問題発生の原因

調査報告書においては、以下のような問題発生の原因が示された。

(調査報告書より抜粋。一部要約)

(1) 市長について

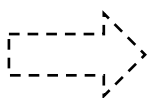
- ・ 市の最高責任者として、広範な権限を有し、裁量権も有するが、いかなることも許されるというものではなく、常に法に拘束された立場にあるということが、まずは確認されなければならない。今般の前市長の一連の行動を見ると、熱心に職務を遂行していたことはうかがわれるものの、その場の思いつきで職員等に対して指示、あるいは変更の検討を提案することを繰り返したために、現場に大きな混乱をもたらしたと認定せざるを得ない。
- ・ 建物の色やデザインなど含むすべての決定について権限がある設計監理者の意見や判断を、前市長は尊重すべきであった。
- ・ これらの原因として、前市長は職員等との意思疎通が十分でなかった旨述べているが、その責任は上司にあたる前市長にあったことは明らかである。そこに懸念があったのであれば、これを改善しなければならない責務を負っており、これを十分に遂行していなかったことに、本件各事案の大きな原因があると考える。
- ・ 市長は、自身が意識するとしないとにかかわらず、強大な権力を有していることは明らかであり、そのことを常に理解して行動しなければならない。市長の言動は、自身が些細なことと思ってなされたものであるとしても、他の者には非常に重いものと受け止められるし、私的な感想等を述べた程度のものであるとしても、それは「市長の発言」として、一人歩きする危険性もある。市長の言動は、他の職員等のそれとは異なるものであり、その影響等を常に強く意識しなければならず、前市長には、この点の意識が欠落していたものといわざるを得ない。
- ・ 現市長においても、将来、市長になる人物においても、今回のことを教訓としつつ、市長の行為は常に法に拘束されるものであること、その法とは広範なものであること、市民のためという標語を掲げれば、いかなる行為も許されるとは考えてはならないこと等が求められると考える。

（２）議会について

- ・ 地方公共団体において、議会は常に首長の行動を監視し、そこに非違、不正、不適切なものを発見したのであれば、これを正すべき重大な責務を負っている。
- ・ 今般調査の対象となった公共施設関連工事において、議会としては、あらゆる事項に目を光らせて、チェック機能を果たさなければならない。
- ・ このような事態を招いた第一次的な責任は前市長にあるが、それを是正できなかった議会にも問題があったというべきである。市長の行動を抑止、是正すべき責任は議会にある。そのことの重大性を改めて意識する必要がある。
- ・ もっとも、議会がそのチェック機能を適正に果たすためには、議会に必要な情報が十分に与えられていることが前提となる。また、議会は常時開催されているものではなく、個々の議員においても、議会に対する情報提供が十分か否か、議会がそのチェック機能を果たすことができる環境にあるか等を十分に意識し、積極的に行動することが期待される。

（３）職員について

- ・ 市職員は、公職にあるものとして、法令等に拘束されて行動しなければならないことはもちろんであるが、最高責任者である市長の指揮命令を受けて、それに従う義務も負っている。従って、調査対象の公共施設関連工事について、職員の責任を過度に大きく見ることはできない。とはいえ、調査対象の公共関連施設の工事について、本来であれば前市長の変更指示は拒否すべきであり、当時の前市長との関係から前市長の不適切な指示で塗りなおしたということを公式記録として残すことを避けるなど、市の担当職員の行動に問題がなかったわけではない。

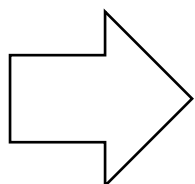


以上の提言を受け、市としてどのような対応が必要であるかについて、以降のようにまとめた。

3. 組織運営の改善に向けて

(1) ガバナンスの強化（内部統制制度等の導入）

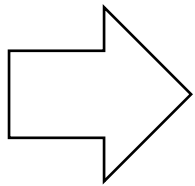
問題点の指摘・提言	課題認識
・ 公共施設関連工事の発注及び施工について大和市においてはガバナンスが機能していなかったことについては、再発防止策としてはガバナンスを強化して、コンプライアンス意識を高めることしか方法はない。	・ 前市長からの指示ではあったものの、結果的には公共施設関連工事を各種規程等に従って遂行していくという職員に課されている義務が遵守されておらず、それをチェックする仕組みが組織として整備されていなかった。
・ 市長の不適切な言動を発見した職員が、これを他の者と適切に共有できる仕組み、あるいは議会に対して情報提供できる仕組みを十分に検討すべきである。	・ 市長の不適切な言動を発見した職員が、これを他の者と適切に共有できる仕組み等が整備されていなかった。
・ 地方自治法は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することを求めている。大和市は努力義務となっているが、この提言を機会に積極的に取り組むことを期待する。	・ 努力義務ではあるものの、内部統制に必要な体制が整備されていなかった。



取組項目
・ 内部統制制度の導入の検討。 ・ 通報者が完全に守られ、公正公平に事務が執行される内部通報制度の確立（内部通報制度の見直しの実施：外部相談窓口及び第三者審査機関の設置、市長、副市長、職員の非違・不正についての情報を共有できる仕組みづくり）。 ・ 市長、副市長、職員の職務権限規程の理解の深化。

(2) 市長、副市長をはじめ、職員等のコンプライアンス意識高揚のための取組

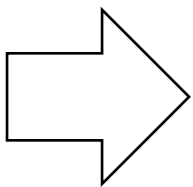
問題点の指摘・提言	課題認識
・ 公共施設関連工事の発注及び施工について大和市においてはガバナンスが機能していなかったことについては、再発防止策としてはガバナンスを強化して、コンプライアンス意識を高めることしか方法はない。	・ 前市長からの指示ではあったものの、結果的には公共施設関連工事を各種規程等に従って遂行していくという職員に課されている義務が遵守されていなかった。



取組項目
・ 本市コンプライアンス推進のほか、内部統制制度の導入の検討等に取り組むため、令和6年10月に新たな組織としてコンプライアンス推進課を設置。 ・ 市長、副市長をはじめ、職員等のコンプライアンス意識醸成のため、(仮称)大和市コンプライアンス指針を策定するとともに、コンプライアンスを始めた各種研修の充実強化に取り組む。

(3) 適正なチェック機能の確保

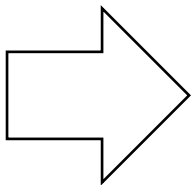
問題点の指摘・提言	課題認識
・議会がそのチェック機能を適正に果たすためには、議会に必要な情報が十分に与えられていることが前提となる。大和市において、市長の行為に関し、その情報提供が議会に対して十分になされていたのか。改めて検討されなければならない。	・現在、議会における決算についての審議のための資料としては「決算書及び附属書類」があり、そこには事業ごとに各節の金額が記載されているのみで、本体工事に変更契約があったかどうかや、付帯工事の有無などの詳細は記載されていない。 ・議会のチェック機能を活かすための、さらなる取り組みを整備する必要がある。
・議会が、公共施設関連工事について十分に情報提供され、そのチェック機能を適正に果たすための方策として、議会において公共施設関連工事関係の決算について十分な審議を行うため審議資料に詳細な記載を義務付けること、議会の年4回の会期ごとに公共施設関連工事の進捗について丁寧に報告し審議する機会を設けることを提言する。	・主要な施策については、「令和〇年度決算における主要な施策の成果の説明書」により説明されているが、この内容も工事の概要を把握するのに十分とは言えない。



取組項目
・内部統制制度の導入の検討（再掲）。 ・市議会への公共施設関連工事関係の予算・決算等における詳細な審議資料の提供について、市議会の意見も聴きながらルール化を検討する。

(4) 公共施設における市民の意見反映

問題点の指摘・提言	課題認識
・大和市は公共関係施設の設置に積極的に取り組んできた自治体であると思われるが、何が市民の希望なのか、市民が求める快適さが何かを見極めるのは極めて難しく、ともすれば個人の好みになってしまう恐れもあることから、これから建築する主要な公共関係施設等について、市民と専門家からなる評価組織を設置して、意見を聴取するなどして総合的に評価していくことを提言する。	・公共関係施設に係る工事においては、市民等の意見を聴取する既存の仕組みが、有効に活用できていたとは言えない。 ・公共関係施設等について、市民等の意見を聴取し、総合的に評価していく仕組みが欠けていた。

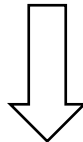


取組項目
・公共関係施設事業において、市民参加推進条例等の既存の仕組みを活用することも含め、市民等からの意見をより幅広く聴くための仕組み作りについて、市議会の意見も聴きながら検討。

4. ハラスメント対策について

問題点および課題認識

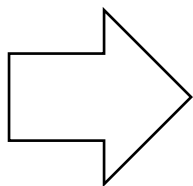
- ・ 報告書においては、「原因を究明するに際し、前市長のパワハラの言動にすべての原因を求めることは避け、多方面からその原因を探り、再発防止策を検討することを心掛けた」とされている。



- ・ しかしながら、裁判において前市長によるパワーハラスメントとされる行為が事実認定されたことを踏まえ、大和市ハラスメント防止条例に基づく取り組みを強化する必要がある。

取組項目

- ・ 現在実施しているハラスメント防止に係る研修について、ハラスメント相談員向けの研修を検討するなど内容等を拡充。
- ・ ハラスメント相談窓口について、市内部の窓口のみならず外部の窓口として、令和4年7月から心理カウンセラーおよび弁護士による相談窓口を整備。
- ・ 大和市ハラスメント防止月間を毎年12月とし、ハラスメント防止スローガンの発出や、スローガンのポスター掲示および館内放送等による啓発、職員の自己点検の実施等、ハラスメント防止に向けた取組を強化するとともに、職場全体の風土を、担当職員が意見を言いやすい、風通しのよいものとするよう努める（ハラスメント防止月間等の一部の取組項目は、令和6年度より実施）。
- ・ コンプライアンス推進課のみならず、各所属におけるハラスメント防止意識の醸成。



5. 今後の取組体制

- 今後、再発防止策を着実に実行するための取組体制を、以下のとおり構築する。
- ・ 各部かい長級職員を構成員とする（仮称）コンプライアンス推進会議を随時開催し、以下の「再発防止策についての行程表」に基づき、各取組内容の検討および着実な実施を図るとともに、各種取組内容の共有等を図る。
 - ・ また、本再発防止策については、令和9年度までの3年間を一つの区切りとし、取組結果や見直し内容について振り返りを行うことで、より効果的で、時代に即した内容となるよう見直しを図っていく。

【再発防止策についての行程表】

取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1. 内部統制制度の導入の検討	制度の導入に係る検討（R7.4～）		
2. 内部通報制度の見直し	外部相談窓口及び第三者機関の設置（R7.4～）		
3. 職務権限規程の理解の深化	職務権限規程の理解の深化方法について検討（R7.4～）		
4. （仮称）大和市コンプライアンス指針の策定	指針の策定、庁内周知（R7.4～）		
5. 各種研修の充実強化	研修内容の検討、効果検証等（随時）		
6. 市議会へ提供する審議資料のルール化	資料提供ルールの検討（随時、市議会と意見交換等）		
7. 公共施設における市民の意見反映	既存制度等の活用検討（R7.4～）		
8. ハラスメント防止意識の醸成	ハラスメント防止に係る取組の実施、効果検証（随時）		

（仮称）コンプライアンス推進会議を随時開催し、各取組内容の検討および着実な実施を図るとともに、各取組内容等の共有、年度ごとのまとめ（3月）、本再発防止策の振り返り（R9年度末）を実施

6. 結びに

この再発防止策については、調査報告書における提言等を踏まえ、本市組織運営における問題発生の原因を振り返りながら、課題認識と改善に向けた今後の対応を検討してまいりました。

今回のことについては、特定の職場でのみ起きた事としてではなく、職員一人ひとりが自分のこととして受け止め、この再発防止策の取組内容を理解し、自ら行動する必要があります。また、将来に向けて意識を変え、二度とこのような事件を起こさない仕組みを、組織として作らなければなりません。

今後、市民の皆様からの一日も早い信頼回復に向け、この再発防止策に基づく組織運営の改善に全力で取り組んでまいります。

7.（参考）検討経過

- 「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書を受けた再発防止策検討会議実施要領」に基づき、各部かい長による検討会議を以下のとおり実施し、全庁横断的に意見を募りながら、内容を検討した。

	実施日	内容
第1回	令和7年1月17日（金）	1. 概要説明 2. 再発防止策（素案）説明 3. 質疑応答
第2回	令和7年1月30日（木）	1. 各部かいからの意見紹介 2. 意見の相違点・論点について 3. 質疑応答
第3回	令和7年2月12日（水）	1. 第2回検討会議結果を反映した 再発防止策案について 2. 質疑応答

○ 前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書を受けた再発防止策検討会議実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関し、第三者調査により合理性のない工事が認定され、再発防止に向けた提言がなされたことを鑑み、未来に向けて大いに反省し、決して繰り返すことのないよう、「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書を受けた再発防止策（以下、「再発防止策」という。）」を策定するにあたり、全庁横断的な意見募集の場を設けることで、再発防止策の実効性を高めることを目的とする。

(検討会議)

第2条 前条の目的を達成するため、「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書を受けた再発防止策検討会議（以下、「検討会議」という。）」を実施する。

(検討会議の構成員)

第3条 検討会議は、次に掲げる者により実施する。

- (1) 市長室長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民経済部長
- (5) 環境施設農政部長
- (6) 健康福祉部長
- (7) こども部長
- (8) 文化スポーツ部長
- (9) 街づくり施設部長
- (10) 会計管理者
- (11) 議会事務局長
- (12) 選挙管理委員会事務局長
- (13) 監査事務局長
- (14) 農業委員会事務局長
- (15) 教育部長
- (16) 消防長
- (17) 市立病院事務局長

(検討会議の招集)

第4条 検討会議は、コンプライアンス推進主管部長が必要に応じて招集する。

(意見の聴取)

第5条 コンプライアンス推進主管部長は、必要に応じて第3条に定める構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、総務部コンプライアンス推進課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、コンプライアンス推進主管部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年1月8日から施行する。
- 2 この要領は、再発防止策策定の日をもって、その効力を失う。